

改正案

現行

別表第一（第一条、第四条関係）

別表第一（第一条、第四条関係）

七	六	五	一～四	貨物	地域
次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(九) (略) (十) 潤滑剤として使用することができ材料であつて、フェニレンエーテル、アルキルフェニレンエーテル、フェニレンチオエーテル若しくはアルキルフェニレンチオエーテル又はこれらの混合物を主成分とするもの (十一)～(十九) (略)	(略)	(略)	(略)

七	六	五	一～四	貨物	地域
次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(九) (略) (十) 潤滑剤として使用することができ材料であつて、フェニレンエーテル、アルキルフェニレンエーテル、フェニレンチオエーテル、アルキルフェニレンチオエーテル若しくはこれらの混合物又はふつ化シリコーン油を主成分とするもの (十一)～(十九) (略)	(略)	(略)	(略)

一六	一五	四 八 一	
(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) (略) (二) 電波若しくは赤外線吸収材又は導電性高分子(四の項の中欄に掲げるものを除く。) (三) (十) (略)	(略)	(二) (二十一) (略) (二十二) 炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム、窒化アルミニウムガリウム、三酸化ニガリウム又はダイヤモンドの基板(十八)に掲げるものを除く。)又はインゴット、ブールその他のプリフォーム (二十三) (略)
(略)	(略)	(略)	

一六	一五	四 八 一	
(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) (略) (二) 電波の吸収材又は導電性高分子(四の項の中欄に掲げるものを除く。) (三) (十) (略)	(略)	(二) (二十一) (略) (二十二) 炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの基板(十八)に掲げるものを除く。)又はインゴット、ブールその他のプリフォーム (二十三) (略)
(略)	(略)	(略)	